西粟倉村農業委員会議事録

１．開催日時　令和元年　８月２７日（火）　午後７：００　～

２．開催場所　西粟倉村役場第一会議室

３．出席委員

委員　　○　草刈弘幸
　　上山光重
　　神原秀吾
　　萩原眞壽雄
　　井上誠
　　髙木宣美
　　小椋義宣
　　春名義昭
　　春名昌美
　　青木英隆
　　新田　茂
　　野々上良弘

４．議事日程

議案第１号　基盤強化法第１９条に係る利用権の設定について
報告事項第１号　農地法第３条の３の規定による届出について

５．農業委員会事務局職員

事務局長　　上山　隆浩
事務員　　豊福　靖宏
　　藤川　達也

事務局長
　それでは、８月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願いします。

会長
　こんばんは、この秋雨前線のおかげでまだ１週間ほど雨が続くのではないかと思います。非常に田んぼの方の稲が倒れたり！じゅるくなって！コンバインの調子がわるくなったりとでいろいろな状態で稲刈りがはじまるんだなーと思ってます。地域の皆様もいろんな経験もされているとおもいますけど、苦労されるとおもいますが！最後の収穫をよろしくお願いします。事務局からも宿題もでてますので、あとでよろしくお願いします。議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

　それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくお願いします。

事務局
　失礼します。２ページ目をお願いします。

議案第１号
基盤強化法第１９条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。
今回、６件の申請がありました。借受人ごとにご説明をさせて頂きます。
２ページからご覧下さい。

（新規）
利用権の設定をうける者　西粟倉村長尾　[redacted]　氏
利用権の設定をする者　　西粟倉村長尾　[redacted]　氏

利用権の設定をする土地の所在
大字長尾　[redacted]　現況地目　田　面積　[redacted]㎡
　　[redacted]　現況地目　田　面積　[redacted]㎡

作付けの内容は野菜です。
契約期間は、令和１年６月１日～令和１０年５月３１日までの１０年間です。
借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。
６ページが利用権の申請書です。
利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど３番に記載しております。
７－８ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員
　本人が 8 月いっぱいで仕事も辞めるということで、農業に力を入れたいということでということから借りてするということで、よろしくお願いします。

会長
　この案件について何かありますか？？

委員
　８ページの地図でハウスがあるわな？？

委員
あれは[redacted]くんが借りる、ハウスがそのままで撤去しかた？してない？まだ見てない。

委員
　まだある。

会長
　新規ということで、大丈夫ですね？よろしくお願いします。

委員
　この利用権設定の始まりと終わりなんですけど、5 月 31 日っていろいろ出て来る。なんかで揃えないと、5 月 31 日で切ったら、田植えもおわっとる時期だし。

委員
　この前の話がでてなるべく合わせようとした気がする。

委員
　そうですね。

委員
　5 月 31 日なんか野菜ぐらいしか出来ない。

委員
　みなさん一斉に３.３１にすればいいんでしょうけど、量的にはどかっとくるので

委員
　管理する。

委員
　年が同じではない。なにかで同じの方が良いと思う。

委員
　1 年に 1 回とか

委員
　5 年周期とかある。

委員
　はじめはバラバラでも終わりが 3 月 31 日が良いと思いました。

会長
　周期の終わりを合わせるという終わりにしたら良いと思うけど、その辺を検討して、それでは次をお願いします。

事務局
　引き続き、基盤強化法第１９条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。２ページをご覧下さい。

（再設定）
利用権の設定をうける者　西栗倉村影石　[redacted]　氏
利用権の設定をする者　　西栗倉村影石　[redacted]　氏

利用権の設定をする土地の所在
大字影石　[redacted]　現況地目　田　面積　[redacted]㎡

[redacted]番地　　現況地目　田　面積　　[redacted]㎡

作付けの内容は水稲です。
契約期間は、令和元年７月１日～令和１１年３月３１日までの約９年９ヶ月間です。
借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。
９ページが利用権の申請書です。
利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど３番に記載しております。
１０ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局
　再設定なんで、7月となっているのは[redacted]さんが言われたように、見直したら無かったって事です。持ち主と話をしたら、お願いしますということなので、よろしくお願いします。

委員
　この[redacted]さんは？[redacted]さんところですか？

委員
　アモカの奥にある。

会長
　皆さんの意見がないようでしたら次の議案へ

事務局
　引き続き、基盤強化法第１９条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。３ページをご覧下さい。

（再設定）
利用権の設定をうける者　西粟倉村影石　[redacted]　氏
利用権の設定をする者　　西粟倉村影石　[redacted]　氏

利用権の設定をする土地の所在
大字影石　[redacted]　現況地目　田　面積　[redacted]㎡

作付けの内容は水稲です。
契約期間は、令和１年８月２７日（公告日）～令和１１年３月３１日までの約９年７ヶ月です。
借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。
１１ページが利用権の申請書です。
利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど３番に記載しております。
１２ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

３ページ
（再設定）

利用権の設定をうける者　西粟倉村影石　[redacted]　氏
利用権の設定をする者　　西粟倉村知社　[redacted]　氏

利用権の設定をする土地の所在
大字筏津　[redacted]　現況地目　田　面積　[redacted]㎡

作付けの内容は水稲です。
契約期間は、令和１年８月２７日（公告日）～令和６年３月３１日までの約４年７ヶ月間です。
借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。
１３ページが利用権の申請書です。
利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど３番に記載しております。
１４ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

４ページ
（再設定）
利用権の設定をうける者　西粟倉村影石　[redacted]　氏
利用権の設定をする者　　西粟倉村知社　[redacted]　氏

利用権の設定をする土地の所在
大字知社　[redacted]　現況地目　田　面積　[redacted]㎡
　　[redacted]　現況地目　田　面積　[redacted]㎡

作付けの内容は水稲です。
契約期間は、令和１年８月２７日（公告日）～令和１１年３月３１日までの約９年７ヶ月間です。
借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。
１５ページが利用権の申請書です。
利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど３番に記載しております。
１６ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員
　最初の[redacted]さん、場所はアモカの下田んぼ１枚です。[redacted]さんは再設定ということでこちらも筏津のお宮の下の西山なんですけど、こちらも田んぼ１枚。[redacted]さんも再設定で、知社の公民館の上になります。これで４件になります。ので、よろしくお願いします。

委員
　13 ページの[redacted]さんの台帳は畑になってますが、田んぼするの？

委員
　一応田んぼになってます。

委員
　15 ページですが、雇用労働が 250 人になっとる。

事務局
　すみません。

委員
　30 人でええか？

事務局
　30 人でお願いします。

会長
　その地区の人からなにかありますか？？

委員
　再設定なんで。

会長
　問題なさそうなんで、よろしくお願いします。

事務局
　４ページ
（再設定）
利用権の設定をうける者　西粟倉村長尾　[redacted]　氏
利用権の設定をする者　　西粟倉村長尾　[redacted]　氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted]	㎡
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted]	㎡
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted]	㎡
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted]	㎡
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted]	㎡
	[redacted]	現況地目	畑	面積	[redacted]	㎡
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted]	㎡
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted]	㎡
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted]	㎡

作付けの内容は　９１１番地１、１００２番地３が野菜。他はいずれも水稲です。
契約期間は、令和元年１０月１日～令和１６年９月３０日までの１５年間です。
※９２１－３のみ１１月～（終期合わせるため）
借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。
１７、１８ページが利用権の申請書です。
利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど３番に記載しております。
１９、２０ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員
　聞いておりませんが！おやじが息子に利用権設定って？

事務局
　すみません。補足で、[redacted]さんが農業者年金の受給しておりますので、農業者年金の所有する農地を手放しているということを証するとありまして、その中で息子さんに経営を移譲しているという形です。

会長
　そういうことで農業者年金の関係でということで、問題ないですかね？？

委員
　[redacted]さんにじゃけど！全部[redacted]さんがしている？誰かに貸しとる田んぼないかな？

委員
　今年はない。

委員
　転作？

委員
　減反とか自己保全とか？

委員
　前に貸しとるとか？言ってたような？

委員
　1002-3 は田んぼなん？？

会長
　いいですか？[redacted]さんもちゃんとやってくれてるので、しっかりやってもらうということで、次の議題に。

事務局
　報告事項第１号
農地法第３条の３の規定による届出についてです。
２１ページからご覧下さい。

相続人　西粟倉村大字影石[redacted]　氏

土地の所在は、
　　大字影石　[redacted]　田　[redacted]㎡

２２ページ　～　２３ページが届出書類、２４ページが申請地の土地の所在地になります。農業委員会へのあっせん希望はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長
　説明事項なんですけど、[redacted]さん何かあります？

委員
　何も聞いてないんですけど、お母さんが亡くなられたんで、所有権、相続がそうなったんかな？と思います。

委員
　これ？[redacted]さんがしてるとこ？？

委員
　植えたり、刈ったりはしてあげるけど、本人管理です。

会長
　報告事項なんで、なにか意見があれば、なければ今日の議事を終わらせてもらいたいと思います。

事務局
（その他事項）
・農林業センサスへの協力依頼（統計係）
…統計担当（福井）から各委員さんへ追って直接ご依頼。

会長代理
　お疲れのところご苦労さまでした。台風 10 号以来良い天気がしないんですけど、週間天気予報では 9 月の 2 日 3 日まで雨。そのあともどうなるかわからんので、どうおなのかなと、思っております。今日テルテル坊主を作りました。たぶん効果がでると思いますので、それでは今日もご苦労さまでした。

年　　月　　日

議事録署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿